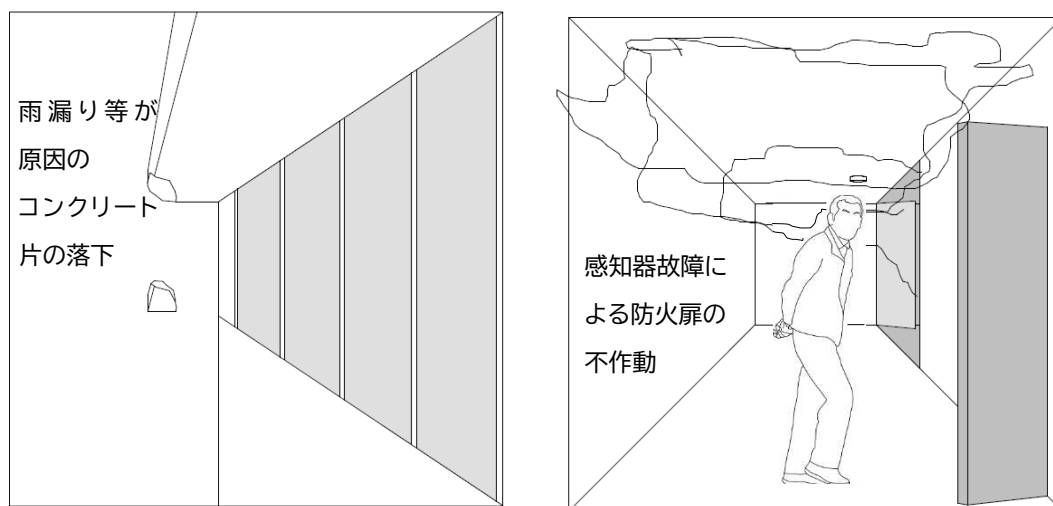


建築物等※の定期調査と報告が必要です！

建築物やその建築設備等※は適時に適切な維持管理を行わないと、雨漏りや故障などの不具合が生じるだけでなく、火災発生時に利用者が避難できない等、人命に係る重大な事故に繋がる恐れがあります。

建築基準法第12条では、所有者(管理者)に定期の調査と報告を義務付けており、報告しない者は100万円以下の罰金に処されることがあり、また、調査やそれに基づく適正な管理を怠ったことが原因で重大な事故が発生すると、その責任が問われることになります。



※ 一定規模以上の「建築物」とその建築物に設置されている「建築設備」「防火設備」のうち安全上、防火上又は衛生上重要なもの、「昇降機」等が定期調査と報告の対象となります。詳細は以下及び裏面を御覧ください。

○ 定期調査(検査)と報告の対象と報告周期

対象建築物

対象規模は国が定めるもの(特記外)のほか、長野県や長野市、松本市、上田市独自指定のものがあります。

用等	規模 (いずれかに該当する建築物) (凡例) A :対象用途の床面積、F :階	報告				
		周期	R6	R7	R8	R9
病院、有床診療所 又は養老院等 児童福祉施設等※	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 2Fの床面積 ≧300㎡ ・ A>500㎡ ・ 地下Fの A>100㎡	2年		○		○
共同住宅※、 寄宿舍※又は下宿※	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 2Fの床面積 ≧300㎡ ・ 地下Fの A>100㎡	2年		○		○
劇場、映画場又は演芸場、 観覧場(屋外観覧場は除く)	・ 3F以上の A>100㎡ ・ 客席床面積 ≧200㎡ (客席床面積≦300㎡のうち、対象用途が1Fのみの場合を除く) ・ 主階が1階にない (劇場、映画館又は演芸場に限る) ・ 地下Fの A>100㎡	2年		○		○

※ 高齢者、障がい者等の就寝の用途に限ります。(A>500㎡(県・市指定)の児童福祉施設等にはこの限定がありません。)

主な調査項目 : 外部(外壁、基礎)、屋上・屋根、内部(防火区画、廊下、階段、内装材)、敷地・地盤

対象建築設備、対象防火設備（対象建築物に設置されたもの） 報告周期「毎年」

対象建築設備	対象となる機器（対象建築物に設置されたもの）
換気設備	床面積の1/20の開放できる窓がない居室又は火気使用室に設置された中央管理方式の空調設備又はダクトが2以上の室に係る換気設備 (注)居室毎に単独で設置されたものは建築設備としての報告対象外
排煙設備	排煙機を設けた機械式の排煙設備
非常用照明設備	電源別置型(発電機型等)の非常用照明 (注)電源内蔵型は報告対象外

対象防火設備	(対象建築物に設置されたもの)
随時閉鎖式の(煙感知器等と連動して閉鎖する)防火扉、防火シャッター等の防火設備 (注)防火ダンパー、外部開口の防火設備、常時閉鎖式の防火設備は防火設備としての報告対象外	

対象昇降機、準用工作物 報告周期「毎年」

対象昇降機
エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機 (注)ホームエレベータ、テーブル式(出し入れ口が床上50cm以上)の小荷物専用昇降機は報告対象外
準用工作物
観光用昇降機、遊戯施設

○ 調査(検査)実施資格者

一級・二級建築士、特定建築物調査員、建築設備検査員、防火設備検査員、昇降機等検査員

建築当時の設計者等お知り合いの上記資格者に御依頼してください。なお、御依頼先が見つからない場合には、下記報告先又は長野県建設部建築住宅課指導審査係まで御相談ください。

○ 廃業、休業中の場合

定期検査と報告は不要となりますので、以下報告先に連絡のうえ指定の届出書を提出してください。

○ 報告先と報告基準月（長野市、松本市、上田市は各市の建築指導課に報告）

県建設事務所(整備・)建築課（10の地域毎に報告先が異なります。以下連絡先(TEL)）（4.5月のみ）

佐久 0267-63-3159、上田 0268-25-7142、諏訪 0266-57-2923、

伊那 0265-76-6830、飯田 0265-53-0433、木曽 0264-25-2229、松本 0263-40-1935、

大町 0261-23-6524、長野 026-234-9530、北信 0269-23-0220

注1 昇降機は(一財)長野県建築住宅センター(026-219-2310)が報告先となります。

注2 6月からは全ての定期報告の報告先が(一財)長野県建築住宅センターになります。

注3 報告基準月(前回報告月・初回は完了検査月)までに御提出ください。

具体的な調査内容や報告方法について、お気軽に御相談ください。

県ホームページでは制度の詳細や様式等を掲載しております。「定期報告」で検索をお願いします。



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

2025年4月(R7 病院・福祉施設版) 長野県建設部建築住宅課 ver1.0

指導審査係(TEL)026-235-7335